

公益財団法人青森県総合健診センター役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、役員、評議員及び顧問（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態及び職責に応じ、次の報酬を支給する。

- (1) 常勤の役員及び理事長 報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤の役員（理事長を除く。） 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 常勤の役員及び理事長に対する退職手当は、常勤の役員又は理事長として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により常勤の役員又は理事長を退任した者に限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員及び理事長に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に基づきその職務、資格等を勘案して、理事会で決定する額
- (2) 賞与 職員の給与に関する規則に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当 別表第2に定める額

2 職員が役員に就任する場合は、定年までの期間について職員の給与に関する規則を適用する。

3 非常勤の役員及び顧問に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき10,000円とする。

4 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき10,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員及び理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月20日（その日が日曜日、休日又は土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により常勤の役員及び理事長を退任した後3か月以内

2 非常勤の役員及び顧問に対する報酬は、理事会に出席した都度、支給する。

- 3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日額計算)

- 第5条 新たに常勤の役員及び理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員及び理事長が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日、休日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員及び理事長が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(単位：円)

	報酬月額		報酬月額
1	50,000	7	350,000
2	100,000	8	400,000
3	150,000	9	450,000
4	200,000	10	500,000
5	250,000	11	550,000
6	300,000	12	600,000

別表第2 (第3条関係)

報酬の月額×在職月数×100分の8